



再雇用嘱託職員就業規則（規程）

2019 年 1 月 31 日 第 6 回理事会承認

（目的）

第 1 条 本規則は、日本原子力学会事務局職員就業規則（規程）（2002）の第 39 条に規定する再雇用嘱託に関する事項を定めることを目的とする。

（区分）

第 2 条 削除

（労働条件）

- 第 3 条 定年以降も引き続き勤務を希望する者は定年予定日の 3 ヶ月前までに学会に申し出るものとし、学会は、満 65 歳に達する月の末日までの間、原則 1 年契約の更新制として定年に引き続き再雇用する。
- 2 学会は、前項当該者の定年予定日の 1 ヶ月前までに本人と継続雇用時の労働条件について協議し、労働条件通知書等を本人に交付する。

（期間の更新）

第 4 条 学会は、更新を希望する継続雇用者の契約更新の都度、契約満了日の 1 ヶ月前までに本人と継続雇用時の労働条件について協議し、労働条件通知書等を本人に交付する。

（再雇用上限年齢）

第 5 条 65 歳とする。ただし、継続雇用期間満了の 65 歳以上の者についても学会が必要と認める場合には、あらためて嘱託として再々雇用することがある。

（無期転換制度）

- 第 6 条 本会との間で期間の定めのある労働契約を締結している職員（以下「有期契約職員」という）のうち本会における通算契約期間が 5 年を超える者は、第 3 項に定める手続きにしたがい、本会に申し込みをすることにより、現に締結している有期労働契約の期間満了日の翌日から、本会と期間の定めのない労働契約を締結したものとみなす。
- 2 前項に定める契約期間の通算は、2013 年 4 月 1 日以降を初日とする有期労働契約から開始するものとし、本会との間に有期労働契約が締結されていない期間が 6 か月以上ある場合には、それ以前に本会と締結していた有期労働契約の契約期間は通算しない。
- 3 第 1 項の申し込みは、第 1 項に該当する有期契約職員が、本会と現に締結している有期労働契約の期間満了日の 30 日前までに、本会指定の申込書を本会事務局長に提出することによりおこなうものとする。

(無期契約職員への本就業規則の適用)

第7条 前条により、本会と期間の定めのない労働契約を締結したものとみなされた職員（以下「無期契約職員」という）についても、本就業規則が引き続き適用される。ただし、更新に関する規定および雇い止め等に関する規定等は、無期契約社員には適用しない。

(無期契約職員の定年)

第8条 65歳を過ぎて無期転換をした場合は、事務局職員就業規則第36条に定める退職事由が認められる場合を除き、70歳に達する月の末日をもって定年退職とする。

(職位)

第9条 削除

(就業時間および休憩)

第10条 削除

(休日)

第11条 休日は事務局職員就業規則第7条による。

(休暇)

第12条 有給休暇は事務局職員就業規則第18条による。ただし、短時間勤務職員の年次休暇については、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その者の勤務形態に応じて別表1の式により求められる日数とする。

(退職の手続)

第13条 再任用された職員が雇用契約期間内に退職しようとする場合は、2週間前までにその事由を付し、事務局長あてに契約解除願を提出し、許可のあるまでは従前の業務を継続しなければならない。

(解雇)

第14条 事務局職員就業規則第40条第1項第1号から第5号に準じて、解雇する。

(俸給)

第15条 削除

(諸手当)

第16条 削除

(退職金)

第17条 退職金は支給しない。

(社会保険)

第 18 条 社会保険等の加入は事務局職員就業規則第 50 条による。ただし、短時間勤務職員については、法令の定める要件により、個別の契約に明示する。

(改定)

第 19 条 本規則の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定するものとする。

(その他)

第 20 条 再任用職員の勤務心得、出張、福利厚生、安全衛生、災害補償、表彰および懲戒に関する事項は事務局職員就業規則の定めを準用する。

附則

1 平成 17 年 7 月 28 日 第 475 回理事会制定，同日施行

2 改定履歴

① 平成 19 年 3 月 13 日 第 18・7 回総務財務委員会起案，平成 19 年 3 月 20 日 第 486 回理事会承認

② 平成 24 年 3 月 22 日 第 24・7 回総務財務委員会起案，平成 25 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

③ 規約を規程に変更 平成 28 年 2 月 18 日 第 8 回総務財務委員会起案，平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

④ 2019 年 1 月 24 日 第 6 回総務財務委員会起案，2019 年 1 月 31 日 第 6 回理事会承認

附則

1 平成 25 年 3 月 22 日改定の規約は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年 3 月 22 日改定の規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 2019 年 1 月 31 日改定の規程は，2019 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

短時間勤務職員の年次休暇

- ・ 同一勤務型（1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間が同一）の場合
 $20 \text{ 日} \times (1 \text{ 週間の勤務日の日数}) \div 5 \text{ 日}$
- ・ 同一勤務型ではない場合
 $145 \text{ 時間} \times (1 \text{ 週間あたり勤務時間} \div 36.25 \text{ 時間}) \div 7.25 \text{ 日}$
（ここで、7.25 時間＝1 日あたりの所定就業時間、
36.25 時間＝1 週間あたりの所定就業時間、
145 時間＝1 ヶ月（4 週）あたりの所定就業時間 を示す。）

無期労働契約転換申込書

事務局長 殿

申出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

所属 _____

氏名 _____

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 5 年を超えますので、労働契約法 18 条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申し込みます。